

平成27年10月7日
那覇産業保安監督事務所

沖縄電力株式会社からの報告書提出について

沖縄電力株式会社から、電気事業法106条第3項の規定に基づく報告書の提出がありました。

1. 沖縄電力株式会社宮古発電所燃料洗浄機室ドレンピットにおいて、重油の漏えいが認められ、当事務所は、平成27年7月31日に電気事業法電気関係報告規則第4条表第18条の3の規定に基づく公害防止等に関する届出書を受けました。

このことから当事務所は、平成27年9月1日付けで同社に対し、当該届出内容に不足事項等があるため、事象の全容解明及び今後の再発防止対策等について、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、平成27年9月30日までに報告するよう求めていました。

2. 平成27年9月30日に沖縄電力株式会社から当事務所に対して報告書の提出があり、不足事項及び今後の計画等を確認しました。当事務所としましては、引き続き同社の調査について注視するとともに、必要な指導をしてまいります。

本件に関する問合せ先

経済産業省那覇産業保安監督事務所 保安監督課長 譜久嶺

担当：上里、上原

電話：098-866-6474（直通）